

横浜市水道経営審議会運営要綱

制 定 令和8年6月12日局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第64号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、横浜市水道経営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関する必要な事項について定めるものとする。

(委員の任命等)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学識経験のある者及び水道事業管理者（以下「管理者」という。）が適当と認める者のうちから管理者が任命する。

2 委員の任期は2年以内とする。

3 任期の途中で、委員に欠員が生じたときは、第1項の規定に基づき管理者が後任の委員を任命することができる。この場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の代理は、認めないものとする。

(臨時委員等の任命等)

第3条 審議会の臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員（以下「臨時委員等」という。）は、管理者が適当と認める者のうちから管理者が任命する。なお、臨時委員等は、条例第9条第2項及び前条第1項に基づき管理者が任命する委員には含まないものとする。

2 前項に規定する臨時委員等の任期は、当該臨時委員等の担任事項である特別又は専門の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって選出する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、管理者が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。なお、会議への出席は対面のほか、Web会議サービスを使用しての出席も可能とする。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 会長は、審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者に対してその意見の陳述、説明その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、審議会の会議は、一般に公開するものとする。ただし、同条各号に該当する場合、会長は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 会長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、出席した全委員の承諾を得なければならないものとする。
- 3 会長は、会議を非公開とするときは、その旨を宣告するものとする。
- 4 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長は、その指定する者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(会議の傍聴)

第7条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で傍聴券の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。
- 3 前項に規定する定員については、会議の都度、会長が定めるものとする。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、管理者が定める。
- 4 前項の規定にかかわらず、関係行政機関及び報道機関については、第2項に規定する定員に含めないものとし、会長の指示に従い傍聴できるものとする。
- 5 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。ただし、報道機関の傍聴については、別に記者席を設けるものとする。
- 6 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 7 前項の規定にかかわらず、報道機関は会議の開始前までに限っては、会長の許可を必要とせず会場内の写真撮影、録画、録音等を行うことができる。
- 8 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。
- 9 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をしたときは、当該傍聴者に会議の運営に協力を求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議資料の配布又は閲覧)

第8条 審議会の会議が公開されるときは、傍聴者に会議資料を配布し、又は閲覧できるようにするものとする。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第31号）第3条第2項の規定により次のとおりとする。

職 名	報酬の額
会長である委員	日額 25,800 円
副会長である委員	日額 23,700 円
委員・臨時委員等	日額 20,600 円

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、経営部経営企画課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月12日から実施する。